

社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
令和2年度福島県県外保育士移住促進事業実施要領

1 目的

県内保育士の確保・定着を図ることを目的として実施する標記事業において、県内保育所等への就職を検討している県外在住の保育士（保育士登録見込者を含む。）が、県内保育所等へ就職する際に行う実習や就職活動等に要した費用を助成する。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「実習」とは、最終学年時の保育士資格取得に必要な保育実習等をいう。
- (2) 「就職活動」とは、保育所等での採用試験及び面接、就職説明会等への参加をいう。
- (3) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、従事に際して保育士資格を要する施設をいう。

3 対象

対象は、次の（1）から（3）の要件を満たす者とする。

- (1) 県外在住のもので福島県内の保育所等へ就職を希望していること
  - ① 県外の保育士養成施設卒業予定者（新卒者）
  - ② 県外からの就職希望者（既卒者）
- (2) 実習や就職活動等に要した費用に対し、本事業外の補助金・助成金等の交付を受けていないこと
- (3) 過去に本事業の交付を受けていないこと

4 対象期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日

5 対象経費等

福島県内における実習や就職活動に要した交通費及び宿泊費とする。

6 交付額及び上限額

- (1) 交付額の算出方法は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）旅費規定のとおりとする。
- (2) 宿泊費は、宿泊施設（ホテル・旅館等）を利用した場合が対象となり、実家等の宿泊施設以外での宿泊は交付対象外とする。
- (3) 交付上限額は、申請者1人あたり30,000円とし、100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

7 募集人数等

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

8 申請方法

交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職活動等の実施後、速やかに交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、本会まで郵送にて提出する。交付申請書の提出期限は、令和3年3月10日までとする。

9 交付決定等

本会会長は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式2）により申請者に通知する。また、適当でないと認めるときには不承認通知書（様式3）により申請者に通知する。

10 交付方法

交付決定が通知された申請者は、送金口座申請書（様式4）を本会まで郵送にて提出する。本会会長は、提出された送金口座申請書の本人名義の口座へ交付決定額を送金通知書（様式5）により送金する。

11 交付決定の取消等

本会会長は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることが出来る。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

12 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会個人情報保護規定に基づき適正に管理する。

13 その他

この要領に規定するもののほか、必要事項は、本会会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年9月15日に施行し、令和2年4月1日から適用する。